

# 令和6年度 観光庁「特別体験事業」

## 特別体験の提供によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の運營業務仕様書

### 1. 業務名称

特別体験の提供によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の運營業務（以下、本業務）

### 2. 背景・業務目的

（一財）神戸観光局（以下、当局）は、訪日インバウンド者数を増やすため、富裕層をターゲットとしたインバウンド誘客のキラーコンテンツを造成/販売し、インバウンド誘客促進を狙う事とする。

本事業では、世界最高級と称される神戸ビーフの実際の生産現場を見て、学び、味わい尽くす特別ツアー（コンテンツ造成済：別紙参照）を実施することで、神戸ビーフや灘の日本酒への理解・関心が深まり、持続可能な観光につなげることを目的とする。

主な事業内容は次のとおりである。

- ①徹底した防疫対策を施した上で、これまで秘密のベールに包まれていた神戸ビーフ牧場（神戸市立六甲山牧場）を見学可能に。
  - ②神戸港の夜景を望む通常非公開の部屋で、鉄板焼シェフによる歴史・解説を聞きながら、神戸ビーフディナーを灘五郷の日本酒との特別なペアリングとともに提供
  - ③本邦初公開、地元で古くから親しまれている B 級グルメ「神戸ビーフ餃子」の歴史を紐解く。
- ※神戸ビーフとは、兵庫県で生まれ育った純血の但馬牛の中でも厳しい基準を満たした牛肉のことである

### 3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 4. 業務内容

#### (1) 体験コンテンツ・販売オペレーション業務(上限額 3,600 千円)

- ・既に観光庁特別な体験事業に採択されている当局造成のコンテンツの販売オペレーション行う。  
（各国旅行会社・各国事業者等）

#### (2) プロモーション及び広告宣伝（上限額 2,000 千円）

- ・当事業において効果的に集客できるよう最適なプロモーション手法を提案する事。

#### (3) 販路の構築/拡大(上限額 2,000 千円)

- ・どのようなチャンネルで販売するのか（OTA や旅行会社を活用など）、具体的に提案する事。  
販売目標人数：180 名（販売期間：10 月 1 日～1 月 31 日、1 ツアー当たりの最大催行人数：15 名）  
販売額の目安(1 名当り 100 千円～150 千円)
- ・オペレーション業務  
旅行会社とのやり取り：ツアーの申込受け及び各事業者の手配業務等当事業の催行に関わる業務全般  
ツアー当日のアテンド：現地からガイドが随行する場合は不要であるが随行がない場合の英語ガイド同行
- ・来年度以降も継続販売できる工夫を提案する事。

#### (4) 備品・設備導入(上限額 2,000 千円)

- ・当事業の販路を拡大するために必要と思われるシステムの構築をする事。  
例：多言語サイトの構築、ツアー申込システムの導入

#### (5) 効果測定及び調査(上限額 2,400 千円\*(下記項目(6)含む)

- ・当事業の効果測定及び調査を行い、毎月当局に報告をする事。

#### (6) 窓口業務

- ・当局が行う観光庁特別体験事業事務局との窓口業務を支援（資料作成や伝達事項等）する事。

## 5. 事業費

12,000千円（消費税・地方消費税込み）

事業費の支払は最終報告書の検収後とする。

## 5. 報告業務

### (1) 業務報告書

「業務内容」の項目に沿って、事業の進捗状況及び実施内容や、事業の成果と、それに対する検証等をまとめた業務報告書を作成し、提出すること。提出にあたっては事業報告会を開催のうえ確認を受け、当局からの追記・修正依頼などがあれば対応すること。

提出先：一般財団法人 神戸観光局

形式：編集可能な電子データ

提出期限：令和7年2月20日(木) 17:00迄

※ 当局からの事業費の支払は事業終了後、報告書の検収完了をもって行うものとする。

## 6. 受託者に求める要件

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ・ これまでに本事業と同種または関連する活動実績があること
- ・ 本邦内に活動拠点を有し、当件について対応できるスタッフが常駐していること
- ・ 日本語および現地の公用語により業務上の交渉が可能な語学力を有していること
- ・ 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- ・ 守秘義務を遵守できること
- ・ 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている団体でないこと
- ・ 過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- ・ 国税および地方税を滞納していないものであること
- ・ 銀行取引停止処分を受けていないこと

## 7. その他留意事項

- ・ 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- ・ 本契約業務によって知り得た情報および個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- ・ 本業務に用いた資料および計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- ・ 本業務の実施にあたり必要な手続きおよび届出等は、基本的に受託者において行うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項および業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。

## 8. 問合せ先

■（一財）神戸観光局

■担当：松浦菜々子、北村太

■連絡先 メール：[nanako\\_matsuura@kcva.or.jp](mailto:nanako_matsuura@kcva.or.jp) [futoshi\\_kitamura@kcva.or.jp](mailto:futoshi_kitamura@kcva.or.jp) \*連名でお願いします

電話：078-262-1905